

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から6年3月まで
② 平成10年1月

私は、平成3年5月に国民年金に加入したが、学生で無収入だったのでA市役所において国民年金保険料の免除申請の手続を行った。手続の際、職員から「大学卒業時（平成6年3月）まで免除になる。」と説明を受けたのに申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、平成10年1月に会社を退職し、同年2月から別会社に就職した際、退職した月の保険料を納付するためB市役所に出向いたが、同年1月分については厚生年金保険に加入しているので納付は不要と言われ、保険料を納付できなかった。申立期間②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成3年度の国民年金保険料の免除申請手続を行い、翌年にA市から申立人宛てに通知されたとする「平成4年度分国民年金保険料の免除申請について」の案内文書を所持しており、当該文書には申立人が3年度の保険料について免除扱いとされている旨の記載がある上、A市役所は、当該文書については3年度以前において免除申請の手続を行った被保険者を対象に通知した文書であると回答していることから、申立人は3年度の保険料の免除申請の手続を行い、当該保険料を免除されていたと考えるのが妥当である。

一方、保険料の免除については、毎年度申請手続が必要であるところ、申立人は市の職員から「大学卒業時まで免除になる。」との説明を受けた

ため、平成4年度以降の保険料の免除申請を行わなかったと申述していることから、申立期間①のうち平成4年4月から6年3月までの保険料については、免除されていたとは考え難い。

また、申立期間②について、申立人は、B市の職員から「納付は不要である。」と言われ保険料の納付ができなかったと述べており、保険料納付の主張はない上、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年5月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3295

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

私は、平成元年2月末日に会社を辞めた後、すぐに国民年金の加入手続を市役所で行った。私の父が、家族3人分の税金や国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を、納税組合を通じて納付したはずであり、1か月だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料の未納が無い上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親についても、申立期間の保険料は納付済みであることから、申立人の父が申立人の保険料も合わせて納税組合を通じて納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から55年9月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和54年3月の婚姻後、妻が夫婦二人分を納付していたはずである。妻は20歳から現在まで、全て納付済みとなっているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年9月3日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、国民年金の加入手続が同年11月1日に行われたと記録されており、この時点で、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間②直前の55年10月から56年3月までの保険料が57年12月に過年度納付されたことが特殊台帳から確認できる。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、昭和51年5月から52年3月までの期間の未納保険料について、第三回特例納付を利用して解消を図り、現在に至るまで保険料を全て納付していることから、納付意識の高さが認められる上、申立期間②は12か月と短期間であり、申立人の申立期間後の保険料は全て納付されていることを考慮すると、申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和57年11月1日の時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻も、保険料の納付方法、納付金額等を記憶していないため、申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3297

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年3月まで

私は、中学校を卒業後すぐに働き始め、給与は少なかったが毎月収入があった。母から国民年金の加入を勧められ、昭和61年8月に国民年金の加入手続を行って以降、ずっと国民年金保険料は納付しているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金に加入当初の8か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き、口座振替等により国民年金保険料を全て現年度納付していることから、納付意識の高さが認められる。

また、A市の保管する国民年金被保険者名簿に、申立人の国民年金の加入手続が昭和62年9月上旬期に行われ、その際、61年8月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されており、加入手続時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者に、昭和60年度及び61年度の保険料を過年度納付した記録のある者が複数存在していることから、申立期間当時、行政において過年度保険料の納付勧奨を行っていた事情がうかがえることを考慮すると、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3298

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻及び両親の保険料と一緒に地区の納税組合を通じて妻が納付していたが、妻及び両親は納付済みと記録されているのに、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、納税組合を通じて一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻及び両親は、申立期間の保険料は納付済みと記録されている上、A市の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の主張どおり、申立期間当時、夫婦及び両親は同一世帯であり、同じ納付組織を通じて保険料を納付していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの期間及び55年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年9月まで
② 昭和55年4月から同年11月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和40年頃に母がA区役所B出張所(当時)で行い、国民年金保険料を納付してくれた。47年4月からはC区で店を始めたので、妻の保険料と一緒に私が納付していた。申立期間について妻が納付済みで、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月までは申立人の母が、同年4月以降は申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の検認記録により、42年1月から45年12月まで、ほぼ夫婦で同一日に保険料を納付していたことが確認できる上、47年4月から同年6月までの保険料について、申立人は夫婦で同一日にC区内の銀行で納付したことが確認できる領収証書を所持していることから、申立人夫婦は、基本的に一緒に保険料を納付していたことが推認できる。

また、申立期間①は6か月、申立期間②は8か月と合計しても14か月と比較的短期間である上、一緒に納付していた申立人の妻は納付済みであることから、申立人は、申立期間①及び②の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、47年7月から同年12月までの期間、48年10月から同年12月までの期間及び53年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和47年7月から同年12月まで
③ 昭和48年10月から同年12月まで
④ 昭和53年4月から同年12月まで

私は、昭和41年9月に結婚し、義母が国民年金の加入手続を行ってくれ、47年3月までの国民年金保険料を納付してくれた。同年4月からは、夫と一緒にA区で店を始めたので、夫が自分の保険料と一緒に納付してくれた。申立期間について夫が納付済みで、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月までは申立人の義母が、同年4月以降は申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人夫婦が所持する国民年金手帳の検認記録により、42年1月から45年12月まで、ほぼ夫婦で同一日に保険料を納付していたことが確認できる上、47年4月から同年6月までの保険料について、申立人は夫婦で同一日にA区内の銀行で納付したことが確認できる領収証書を所持していることから、申立人夫婦は、基本的に一緒に保険料を納付していたことが推認できる。

また、申立期間は、合計しても21か月と比較的短期間である上、一緒に納付していた申立人の夫は納付済みであることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②直前の昭和 47 年 4 月から同年 6 月までは、当初、オンライン記録では未納となっていたが、申立人は、当該期間の保険料を同年 7 月 12 日に現年度納付した領収証書を所持していることから、平成 9 年 3 月 12 日付けで納付済みに記録訂正されている上、本来、保管されているべき申立人の特殊台帳が保管されていないことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3301

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から同年12月まで

私は、昭和54年12月にA市保険年金課から国民年金特例納付案内書のハガキが届いたので、申立期間の国民年金保険料3万2,000円をB郵便局で納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月の婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、加入手続した時点で、納付することが可能な現年度及び過年度国民年金保険料を全て納付しており、申立期間以降に未納は無く、加入手続後は付加保険料を納付しているなど、保険料の納付意識の高さが認められる上、申立期間は8か月と短期間である。

また、申立期間は第三回特例納付期間内であり、申立人は、国民年金特例納付案内書を所持している上、当時の納付金額、納付場所等の納付状況を具体的に記憶しており、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3302

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年10月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母は、国民年金の加入期間に未納は無く、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は国民年金の加入期間において、申立期間を除いて未納は無く、申立期間前後の保険料は納付済みであることから、7か月と短期間である申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3303

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 6 月まで

私は、申立期間当時居住していたA区において、夫婦で店を経営していた。毎日、信用金庫の職員が来ていたので、国民年金保険料を預けて納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A区の保管する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は昭和 59 年 2 月 14 日に行われていることが確認でき、加入手続以降、申立人は申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、申立期間の前後の期間は納付済みである上、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時、店を経営しており経済的に安定していたと申述していることから、申立期間の保険料を納付することに特段困難性は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3304

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和46年4月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、同年4月から国民年金保険料を納付しており、申立期間についてもA区のB郵便局で納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に納付した国民年金保険料月額が450円と述べており、その申述する保険料額は当時の保険料月額と一致していること、及び申立人は納付場所、納付方法等についても具体的に記憶していることから、主張の信憑性^{びよう}が高い上、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、昭和47年1月11日に国民年金に加入手続しているところ、申立人が所持する国民年金保険料領収証書により、申立期間直前の46年4月から同年9月までの保険料を47年3月2日に納付し、申立期間直後の47年4月から同年9月までの保険料を同年5月29日に納付していることが確認できることから、この間、住所の異動が無いことなどを踏まえると申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料の免除を申請した記憶は無く、集金人に保険料を納付していたはずであり、申立期間が申請免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人は、申立期間①を含む昭和 59 年度の国民年金保険料の追納申出を平成 5 年 5 月 20 日に行っていることが確認でき、申立期間①の保険料は追納することが可能である上、申立期間①の前後の保険料を追納していることから、2 か月と短期間である申立期間①の保険料は追納していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、オンライン記録により、免除申請を行ったことは確認できるものの、追納申出を行ったことは確認できず、社会保険事務所（当時）から追納するための納付書は発行されないことから、申立期間②の保険料を追納することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和54年12月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和54年4月20日にB社に入社して以来、現在に至るまで継続して同社に勤務しているが、同社C営業所からD営業所へ異動したときに当たる、同年11月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。その期間も間違いなく同社に勤務していたので、欠落している記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人に交付した社員経歴台帳及び在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年12月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和54年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月23日及び同年12月3日は30万6,000円、16年7月26日及び同年12月7日は16万2,000円、18年7月31日は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成18年7月31日

私は、A社において平成15年に約60万円、16年に約30万円及び18年に約20万円の賞与が支給され、賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。源泉徴収票を提出するので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与所得の源泉徴収票（平成15年、16年及び18年）により、申立人は、申立期間については、平成15年7月23日及び同年12月3日は30万6,000円、16年7月26日及び同年12月7日は16万2,000円、18年7月31日は19万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和58年5月6日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和56年10月1日から58年5月6日までの標準報酬月額については、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和58年5月6日から同年6月3日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記訂正後の資格喪失日(昭和58年5月6日)を同年6月3日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から58年6月3日まで

私は、昭和47年3月から60年3月末日までA社に勤務した。当該事業所の元同僚は、私と同じ期間の申立てを年金記録確認千葉地方第三者委員会に行った結果、あっせんとなったため、私の申立ても認めてほしい。また、上記元同僚と同じく、56年10月1日から、給与より低い標準報酬月額となっているので、併せて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、A社は、昭和58年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の

厚生年金保険被保険者の資格喪失届は、その約3か月後の同年5月6日に提出され、56年10月の定時決定の記録が41万円から20万円に遡及して訂正されており、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理及び標準報酬月額記録の訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の昭和58年5月6日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和56年10月1日から58年5月6日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和58年5月6日から同年6月3日までの期間については、雇用保険の加入記録、元同僚の証言及び給与明細書により、申立人はA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険の被保険者となっていた11名全員がB社の被保険者となっていることに加え、申立期間のうち、既にA社が適用事業所でなくなっている昭和58年5月当時の状況について、元同僚は、「同じように仕事をしていたら、いつの間にか、会社がA社からB社に名称変更していた。」と供述している上、複数の元同僚は、「申立人と一緒にC（地名）で従前と同じ仕事をしていた。」「自分は辞めた記憶も無いのに一旦被保険者資格を喪失したことになっている。」とそれぞれ供述している。

さらに、A社からB社への異動日について、申立人及び元同僚は、「免許を受けた日が昭和58年6月3日だったので、同日に厚生年金保険の新規適用の届出をしたのではないか。」とそれぞれ供述していることから、A社は適用事業所でなくなった後、同日（B社の新規適用年月日）まで当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における昭和58年6月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間のうち、昭和58年5月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は、昭和50年4月18日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月18日から同年5月18日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に入社し、51年7月10日に退職するまで継続して勤務した。同社本社から同社C支店に異動したのは、50年4月18日であるが、同社C支店の資格取得日が同年5月18日になっており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者名簿の写し及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会（申立人が申立期間当時、加入していたD厚生年金基金の加入記録を管理）の中途脱退者の記録により、申立人は、昭和50年4月1日にA社においてD厚生年金基金に加入し、同年4月18日に転出を理由に一旦資格を喪失し、同日に転入を理由に資格を再取得していることが確認できる。

さらに、B社は、「申立期間当時、資格取得届等の帳票の様式は複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和50年4月18日に申立人のA社C支店に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和24年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月4日から同年5月1日まで

私は、昭和23年3月から27年8月末日までA社に継続して勤務したが、24年3月4日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。この期間は、同社B本社から同社C支店D出張所に転勤した時期であるが、この期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令及び元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B本社から同社C支店D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人の供述により、昭和24年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和24年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年11月15日から6年3月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、5年11月から6年2月までは26万円、同年9月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月15日から7年8月1日まで

私は、A社に平成5年11月から7年7月末まで勤務したが、標準報酬月額と給料支払明細書の厚生年金保険料の控除額が相違しているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給料支払明細書において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成5年11月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことから、A社における保険料は翌月控除であることが確認できるところ、申立期間のうち、同年11月から

6年2月までの期間及び同年9月について、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書により、5年11月から6年2月までは26万円、同年9月は36万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における標準報酬月額については、5年11月から6年2月までは26万円、同年9月は36万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、平成6年3月から同年7月までの期間については、申立人が所持している当該期間に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成6年8月及び同年10月から7年7月までの期間については、申立人は当該期間に係る給料支払明細書を所持していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 18 日まで
② 昭和 40 年 1 月 18 日から 42 年 9 月 29 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で年金受給手続を行ったときに、脱退手当金を受給していることを初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、5回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、未請求の2回の期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている2回の被保険者期間のうち1回と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者証記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約32か月後の昭和45年8月20日に支給決定されている上、請求期間の最終事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人が記載されているページ及びその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失した脱退手当金の受給資格者は申立人を除き10人いるが、脱退手当金を受給している者はいないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え

難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者番号払出簿及びA社の被保険者名簿は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとする日（昭和45年8月20日）の約2年前に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年8月1日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和45年4月から49年12月末までA社に継続して勤務したが、申立期間に係る1か月の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できないので、厚生年金保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、A社において昭和45年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失後、同年9月1日に同社において再度資格を取得していることが確認できるところ、同年8月の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は昭和45年4月1日から49年12月30日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と勤務形態及び業務内容の同質性が高い元同僚3名は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続しており、いずれも「A社での勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。」と回答している。

さらに、当該事業所において、申立期間とその前後において厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失し、再び資格を取得している者は、申立人以外に存在しない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る関係資料を保管しておらず、保険料を納付していたか不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月15日に、同社C本社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年1月から同年3月までは2万円、同年4月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月31日から同年5月20日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和40年1月31日から同年5月20日までの期間が空白となっているが、A社の職歴証明書には、40年4月15日付けで同社B支社から同社C本社に異動したことが記載されており、同一企業内の転勤であるため、厚生年金保険の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の職歴証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和40年4月15日に同社B支社から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社B支社における39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円、40年4月の標準報酬月額については、申立人の同社C本社における同年5月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は申立人が提出した職歴証明書のとおり

であり、届出事務を誤ったと思われると回答していること、及びD健康保険組合から提出された被保険者名簿により、申立人がA社C本社で昭和40年5月20日に資格を取得していることが確認できることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年8月30日、資格喪失日は25年4月8日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和23年8月から24年3月までは2,400円、同年4月は3,600円、同年5月から25年3月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月30日から25年4月8日まで
② 昭和26年12月1日から34年11月1日まで

私は、昭和23年8月30日から25年4月8日まで、A社本社でC（作業）をしていたが、勤務していた間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

また、脱退手当金については、受給手続きを行い、受給していた記憶はあるが、当時から受給額があまりにも少ないと思っており、計算方法を含めて調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の供述から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得届」の控では、申立人とは姓が同音異字となっており、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和23年8月30日、資格喪失日は25年4月8日、ただし当該被保険者名簿の資格喪失日は同年4月18日）が確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間①当時、同じ姓の同僚はいなかった。」と申述しているところ、上記被保険者名簿において、申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 8 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25 年 4 月 8 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 23 年 8 月から 24 年 3 月までは 2,400 円、同年 4 月は 3,600 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 3,500 円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、申立人は脱退手当金を受給したことは認めているが、その記憶している受給額と年金記録上の支給額が一致しないことを理由に申立てをしているところ、申立人が脱退手当金を請求したことは明らかであり、支給額に計算上の誤りはなく、法定支給額に一致している上、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、脱退手当金を受給したことは認めており、その受給した金額を具体的に示す関連資料及び証言も無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年4月1日から同年12月27日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から同年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成2年12月27日から3年1月20日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年1月20日であると認められることから、申立人の同社に係る資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年6月5日まで

私の夫の厚生年金保険記録の標準報酬月額が、遡及して減額訂正されていることが判明したので、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。また、私の夫はA社が倒産した後も残務整理として勤務し、平成3年6月5日まで厚生年金保険に加入していたと記憶している。厚生年金保険の加入期間が2年12月27日までとなっているので、調査の上、訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年4月から同年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは41万円と記録されていたところ、当該事業所は3年1月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌年の4年2月29日付けで、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録が9万8,000円に遡

及して訂正されていることが確認できる上、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は2年12月27日と記録(3年2月16日付け処理)されているが、雇用保険の加入記録から、申立人は、3年1月20日までA社に勤務していたことが確認できることから、社会保険事務所においてこのような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿から、申立人は役員でなかったことが確認できる上、当時の役員に聴取しても、申立人が標準報酬月額の見直しに参与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記標準報酬月額を減額する旨の処理及び平成2年12月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に基づく記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日であり、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった3年1月20日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成2年4月から同年7月までは34万円、同年8月から同年11月までは41万円に見直し、同年12月は当初届け出た同年11月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成3年1月20日から同年6月5日までに、申立人は、「A社が倒産した後も残務整理のため勤務していた。」と供述しているが、複数の元役員に聴取しても申立人の当該期間における勤務実態は確認できない上、「平成3年1月以降は会社として給与は支給していなかった。」と供述している。

また、当該事業所の元事業主に照会したが回答が得られないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、平成3年1月20日から同年6月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から同年 4 月 21 日まで
私が、平成 10 年 10 月から 11 年 4 月まで A 社に勤務していた期間の給与はずっと 20 万円であったのに、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円にされていることは納得できないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 20 万円と記録されていたところ、当該事業所が平成 11 年 4 月 21 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年 5 月 18 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録について同年 3 月が 9 万 2,000 円に遡及して引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所の事業主及び元同僚 4 名についても、平成 11 年 5 月 18 日付けで、遡って標準報酬月額の訂正処理がなされていることがオンライン記録により確認でき、経理責任者は、「当時、社会保険料の滞納があった。」と供述している。

さらに、閉鎖事項全部証明書により、申立人は役員でなかったことが確認できる上、元同僚は、「申立人は一般事務を担当していた。」と供述していることから、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和48年4月5日にC社に入社し、新入社員教育研修後、A社に配属され、継続して勤務していた。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録及び申立人から提出された給与明細票から判断すると、申立人はC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（C社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人から提出された給与明細票により、A社における給与から昭和48年10月の保険料が控除されていることが確認できること、及び同期入社しA社へ同時に異動した元同僚の人事記録から、同年10月27日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年11月の給与明細票により、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の厚生年金保険の被保険者記録におけるA社に係る資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和48年4月5日にC社に入社し、新入社員教育研修としてD社で実習した後、A社に配属されたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録及び申立人から提出された給与明細票から判断すると、申立人はC社及び同社の関連会社に継続して勤務し（C社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された人事記録では異動日が記載されていないものの、申立人は、「10月27日にA社があるE（地名）へ行くように言われた。」と供述している上、申立人から提出された給与明細票により、A社における給与から昭和48年10月の保険料が控除されていることが確認できることから、同年10月27日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年11月の給与明細票により、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の厚生年金保険の被保険者記録におけるA社に係る資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年9月4日から同年10月1日までの期間、28年6月16日から同年7月1日までの期間、30年3月31日から同年4月1日までの期間及び同年10月6日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和22年10月1日から同年9月4日に、同社本社における資格喪失日を28年6月16日から同年7月1日に、同社D支社における資格喪失日を30年3月31日から同年4月1日に、同社本社における資格喪失日を同年10月6日から同年11月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を22年9月は600円、28年6月は8,000円に、30年3月は1万4,000円、同年10月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和30年3月については履行していないと認められ、22年9月、28年6月及び30年10月については明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月頃から21年9月頃まで
② 昭和21年10月頃から22年9月頃まで
③ 昭和22年9月から同年10月1日まで
④ 昭和28年6月16日から同年7月1日まで
⑤ 昭和30年3月31日から同年4月1日まで
⑥ 昭和30年10月6日から同年11月1日まで

私は、終戦で復員後、名称ははっきりしないがE市内にあったF事業所で少なくとも1年は働いていた。従業員は40名から50名はいたので、厚生年金保険に加入していたはずであり調査してほしい。

その次に就職したG事業所は、公共職業安定所の紹介で少なくとも半年は勤めており、厚生年金保険に加入していたはずであり調査してほしい。

い。

明確な期間は覚えていないが、2社合わせて昭和20年8月頃から22年9月頃まで勤務していたと思うので調査してほしい。

その後、昭和22年9月にA社に入社して以降、途中退職することなく定年まで継続して勤務しており、申立期間③、④、⑤及び⑥の各期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、B社から提出された退職者一覧表及び事業主は、「入社と同時に厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間③においてA社C支社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和22年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④、⑤及び⑥については、B社から提出された退職者一覧表及び事業主の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社D支社に、同社D支社から同社本社に、同社本社から同社H支社に、それぞれ異動）、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社の定期人事異動日は1日付けで行われていた。」と供述していることから、それぞれ昭和28年7月1日、30年4月1日、同年11月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同社本社における昭和28年5月、同社D支社における30年2月及び同社本社における同年9月の社会保険事務所の記録から、申立期間④は8,000円、申立期間⑤は1万4,000円、申立期間⑥は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間⑤に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和30年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人の申立期間④及び⑥に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間①について、申立人は、「終戦の復員後、F事業所と記憶する事業所に昭和20年8月頃から1年ぐらいは勤務しており、そこには従業員が40名から50名はいたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立期間①当時、「F事業所」及び類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時の事業主の氏名及び元同僚の氏名を記憶していないことから、事業主等に聞き取り調査を行うことができず、申立期間①における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間②について、申立人は、「G事業所にはF事業所を辞めた後に、時期ははっきりしないが、半年ぐらいは勤務して厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間当時、「G事業所」及び類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は「申立期間②当時、従業員は自身と社長の2名だけで

あった。」と証言していることから、当該事業所は申立期間②当時、従業員が5名未満であったため、厚生年金保険の適用を受ける必要がない事業所であったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間②当時の事業主の氏名を記憶していないことから、事業主に聞き取り調査を行うことができず、申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月21日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和27年3月に入社し、34年9月に退職するまで継続して勤務したが、30年6月21日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び申立人から提出された辞令から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社C営業所及び同社D営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和30年6月21日に同社C営業所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年7月1日に同社D営業所において資格を取得した者が申立人を含めて18人確認できるが、そのうち申立人を含めた複数の者が、「事業所の転勤はしていない。会社組織上の変更だけであり、職場や職種、勤務形態等に変更は無かった。」と供述していることから、申立人は同社D営業所が厚生年金保険の適用事業所となる同日までは同社C営業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 3306 (事案 2077 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年12月までの期間、52年12月から63年4月までの期間、同年9月から平成元年3月までの期間、同年10月から3年3月までの期間、同年4月から6年3月までの期間及び同年11月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から51年12月まで
② 昭和52年12月から63年4月まで
③ 昭和63年9月から平成元年3月まで
④ 平成元年10月から3年3月まで
⑤ 平成3年4月から6年3月まで
⑥ 平成6年11月から15年6月まで

私は、国民年金に加入後、妻と国民年金保険料を納付し続けてきた。

会社に勤め、厚生年金保険に加入したときの切替手続は一度も行っておらず、年度ごとに国民年金保険料の納付書が来たので妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付しており、これまでに厚生年金保険に加入していた期間の国民年金保険料の還付を受けたことはない。申立期間については全て納付したので、厚生年金保険の加入期間については国民年金保険料を還付してほしい。また、免除期間についても保険料を納付したので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、i) 申立人の所持する国民年金手帳、領収書及び社会保険庁(当時)の被保険者名簿から厚生年金保険との重複期間についての国民年金保険料は還付されていることが確認できること、ii) 厚生年金保険との切替手続も速やかに行われていると推認でき、国民年金保険料の納付書が発行されなかったと考えられること、申立期

間⑥のうち平成6年11月から15年4月までの期間については、申立人が厚生年金保険に加入すると同時に申立人の妻が種別変更により第3号被保険者となっており、夫婦共に60歳まで現金で保険料を納付したとする申述と大きく異なること、及び申立期間①、②及び⑥のうち6年11月から15年4月までの期間は合計すると長期間にわたっており、行政側に記録管理の誤りが発生したとは考え難いことから、既に当委員会の決定に基づき22年2月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②及び⑥のうち平成6年11月から15年4月までの期間については、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等は提出されておらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立人は、新たに申立期間③、④、⑤及び⑥のうち平成15年5月及び同年6月の保険料を納付したと申し立てしているところ、申立期間③及び④については保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も未納となっており、その納付状況は不明である。

また、申立期間⑤については、オンライン記録において申立人及び申立人の妻も免除期間とされており、申立人は保険料の免除を申請し、承認されたことが確認できることから保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間⑥のうち平成15年5月及び同年6月については、申立人は厚生年金保険に加入しており、国民年金被保険者ではないことから、制度上、国民年金保険料は納付することはできない上、申立人は60歳に到達しており、申立人の所持する国民年金手帳の資格記録にも任意加入した記録は確認できない。

加えて、申立期間③、④、⑤及び⑥のうち平成15年5月及び同年6月の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③、④、⑤及び⑥のうち15年5月及び同年6月の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3307

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私は学生で20歳になったとき、A市役所から年金手帳が郵送され、その1、2か月後に国民年金保険料の納付書が郵送されてきた。私は申立期間の保険料を兄の保険料と一緒に平成4年9月に新学期が始まってから一括納付した。一緒に納付した兄は納付済みとなっており、私は免除申請の書類を提出したこともないのに全額免除となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請の手続を行った覚えはなく、申請免除が承認された場合の免除承認通知書も受け取った記憶は無いと述べているが、申請免除は被保険者の申請に基づき、収入等の審査を経た上で承認されるものであることを踏まえると、行政側の過誤により免除されたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る保険料については、平成4年9月頃に兄の保険料2か月分と合わせて納付したと申述するところ、納付したとする金額は、当時の法定保険料額と相違しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたとまでは推認できない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3308

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から12年3月まで

私は親から国民年金保険料の学生免除の申請をするように勧められ、A区役所で国民年金の加入手続と免除申請を行った。平成8年度から11年度まで毎年度学生免除の申請を行ったのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年度から11年度までの国民年金保険料については毎年度学生免除の申請を行ったと申述しているところ、申立期間においては3回の免除申請手続が必要となるが、オンライン記録において9年度から11年度までの保険料が免除された記録は無く、そのいずれにおいても行政側が記録管理を誤るとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る免除申請承認通知書を受け取った記憶が定かではない上、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書の本人控等）は無く、申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から51年3月まで

私は、昭和48年12月頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が市役所で滞ることなく夫の分と一緒に納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月頃、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、51年9月頃に払い出されたことが確認でき、その時期に加入手続を行ったことが推認されることから、48年12月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料は夫の分と一緒に滞ることなく納付していたと申述しているが、申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、少なくとも昭和49年6月以前の保険料は、時効により納付することができない上、申立人の夫が所持する国民年金手帳の記載から、その夫は申立期間のうち48年10月から49年3月までの保険料を50年3月に過年度納付していることが確認でき、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとの申立内容とは齟齬^{そご}が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月及び5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月
② 平成5年4月

私は、仕事でA市に住んでいたときに、国民年金に加入し国民年金保険料を納付した。その後、平成5年春頃に実家のあるB市に帰ってから、申立期間①及び②の保険料が未納であったことを知り、母がB市役所で当該保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年春頃A市から実家のあるB市に転居し、その後、申立人の母が未納であった申立期間①及び②の国民年金保険料をB市役所で納付したと申述しているところ、申立人の戸籍の改製原附票によると、申立人は7年7月31日にB市に転居したことが確認でき、転居した時点において、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できないことから、申立人がB市において申立期間①及び②の保険料を納付したとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成7年11月に5年12月及び6年1月の保険料を遡って納付していることが確認でき、当該保険料は申立人がA市在住時の保険料であること、及び申立人がB市に転居した後には納付されていることが確認できることから、申立人の母がB市においてA市在住時の未納保険料を納付したとの申述は、5年12月及び6年1月の保険料を納付したときの記憶である可能性が考えられる。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

私の年金記録については、昭和 57 年 10 月 14 日に国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得とされ、申立期間が未加入の期間となっているが、私は、申立期間に係る被保険者資格の手続きは行っておらず、国民年金に継続して加入しており、申立期間の国民年金保険料は納付していたので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 47 年 1 月 20 日に新規取得、同年 7 月 3 日に喪失、48 年 3 月 1 日に再取得、53 年 10 月 31 日に任意に種別変更、57 年 10 月 14 日に喪失、61 年 4 月 1 日に再取得と記載されており、特殊台帳及びオンライン記録並びに申立人の所持する年金手帳の記載とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付状況等について記憶が曖昧であり、申立期間は 42 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から44年3月まで

私の年金記録は、申立期間が未納とされているが、亡夫が昭和40年4月頃に私の国民年金の加入手続を行い、そのとき、申立期間の未納分の国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月20日に社会保険事務所(当時)からA市(現在は、B市)に払い出されており、B市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、同年6月24日に国民年金手帳が交付されていることから、同日に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、上記被保険者名簿の検認記録欄において申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の夫は既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は68か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3313

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 58 年 3 月まで
私は、20 歳になったときに父の勧めで国民年金の加入手続を行い、職業訓練を受けながら、夜はアルバイトをして国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区で払い出されており、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は 60 年 6 月下旬に行われ、この際、20 歳になった 54 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った 60 年 6 月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3314

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から同年10月まで

私は、昭和54年6月に国民年金に任意加入して以降、58年11月1日に再就職するまで国民年金保険料は全て納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金被保険者資格の喪失手続は行っておらず、申立期間の国民年金保険料を納付組織で納付したと主張しているところ、A市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和58年4月19日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載されており、この喪失処理についての確認を行った押印がある上、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3315

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年8月まで

私は会社を退職したため、平成4年1月頃、A区役所B出張所（当時）に妻と一緒に出向き、妻が夫婦の国民年金の加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが判明したので、後日、未納分の保険料額を用意して、同出張所で申立期間の保険料を一括納付したはずである。実際の加入手続及び保険料の納付は妻が行ったため詳細は分からないが、納得できないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は社会保険事務所（当時）からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は平成4年2月頃に行われ、この際、大学を卒業後の強制被保険者となる昭和57年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認され、加入手続を行った平成4年2月を基準にすると、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったと述べている上、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の妻は記憶が不鮮明なため、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私の国民年金については、両親が昭和49年4月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。両親は既に亡くなっており、納付金額や納付方法などについて具体的なことは聞いておらず詳細は不明であるが、申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月16日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出されており、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月に行われ、その際、20歳になった49年*月*日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認される。加入時点では、申立期間のうち51年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする両親は既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は36か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3317

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から59年3月まで
私は、申立期間当時は学生であり、親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった日が平成3年6月21日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の父に確認しても、申立期間当時の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3318 (事案 1286 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

私は、公的年金の保険料を納付するためにずっと働いてきたと言っても過言ではなく、当時の状況から申立期間の1か月のみが未加入となっていることは全く考えられず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険と国民年金保険との狭間の1か月で、申立人が当時居住していたA区において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらないこと、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月から10年9月まで

私は、失業したため平成7年4月から9年3月まで国民年金保険料の免除申請を行った。その後、A社の派遣社員として働くこととなったので、申立期間の国民年金保険料を毎月約2万円納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月から9年3月までの期間は失業していたことから国民年金保険料の免除申請を行い、同年4月からはA社の派遣社員として働き始めたが、勤務当初は厚生年金保険に加入できなかったため、申立期間の国民年金保険料を約2万円ずつ毎月納付していたと申述しているが、申立人の主張と申立期間当時の保険料額は相違している上、厚生年金保険被保険者となった10年10月以降の12年9月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録において確認できることから、毎月納付したとする申立人の主張と相違する。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性が低い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3320

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成2年2月まで

私が20歳頃、父が病弱な私のことを心配して、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は半年又は1年ごとにB銀行C支店で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所（当時）からD市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の手帳記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成5年6月頃に行われ、その際、20歳になった昭和61年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認されるところ、加入時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3321（事案 2456 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 10 月まで

私は、20 歳になったときから就職して厚生年金保険に入るまでの間、国民年金保険料を私の口座から下ろして銀行で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、20 歳になったときに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その時点の住所はA市 B であり、その後、昭和 58 年 8 月に、現住所である A 市 C に転居していることが住民票から確認でき、申立人が所持する年金手帳に記載された住所からも転居後に国民年金の加入手続を行ったことが確認できること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 1 月に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された番号の一つで、同市の被保険者名簿の受付年月日により、申立人は国民年金の加入手続を同年 11 月に行い、20 歳まで遡って国民年金の資格を取得したことが確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3242

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月から 15 年 2 月まで

私は、昭和 55 年 3 月 13 日に A 社に入社し、平成 15 年 3 月 16 日に退社するまで B (部門) で勤務した。3 年 10 月に係長に昇格して標準報酬月額が 47 万円に上がったが、4 年 10 月の標準報酬月額から 41 万円となっており、それ以降給与に見合う標準報酬月額となっていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、A 社が提出した平成 15 年 1 月から同年 3 月の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は 36 万円であり、オンライン記録と一致している。

また、C 健康保険組合は、「平成 6 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 16 日までの期間について、健康保険の標準報酬月額の記録は、厚生年金保険の標準報酬月額の記録と一致している。」と回答している。

さらに、事業主は、「平成 14 年 12 月以前の給与明細書、申立期間に係る資格取得確認通知書、標準報酬月額算定基礎届及び賃金台帳、源泉徴収簿は保存していない。」と回答していることから、申立人に係る 14 年 12 月以前の保険料控除額は確認できない。

このほか、申立人が事業主により申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 61 年 10 月末日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 10 月 31 日になっており、1 か月が未加入期間とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 61 年 10 月末日まで勤務したので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 10 月 31 日ではなく、同年 11 月 1 日であるとして、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、複数の元同僚に確認しても、申立人の退職日について具体的な証言は得られない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の退職時期及び申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載された 119 人の資格喪失日を調査した結果、月初日に資格喪失した者が 9 人、月末日に資格喪失した者が 12 人となっており、申立人のみが特殊な取扱いを受けたことはいかたがえなく、当該名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 2 月から A 社に常勤の B (職種) として勤務した。42 年 4 月に B (部門) の課長になり、43 年 10 月まで継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことに納得できない。申立期間に会社から贈られた表彰状を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された表彰状 (昭和 42 年 11 月 22 日 A 社表彰) に、申立人が 37 年 2 月に A 社に入社した旨の記載があること、及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同じく B (職種) として入社した元同僚は、「昭和 36 年 4 月に入社したときから正社員であった。」と供述しているが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、入社から 3 年後の 39 年 7 月 20 日であることが確認できる。

また、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有している元同僚 7 名のうち 6 名は、雇用保険の加入記録が無く、残りの 1 名は厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の加入記録が一部期間しか符合していないことから、当該事業所では、雇用保険と厚生年金保険の加入時期が一致していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 55 年 8 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月から 58 年 3 月末まで A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、複数の元同僚は、「申立期間①に給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所の元事業主は、当時の関係資料は保管していない上、「申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であるため、申立人の給与から保険料は控除していないはずである。」と回答している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間①は国民年金に強制加入し国民年金保険料を納付している上、申立人の妻は申立期間中の昭和 51 年 6 月 15 日に国民年金に強制加入して保険料を納付し、申立人の A 社における厚生年金保険の加入期間においては、任意加入に種別変更しており、申立人の年金記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立期間②に同社において、厚生年金保険の資格を取得している複数の元同僚は、「申立人を記憶していない。」と供述していることから、申立人の勤務実態について確認できない。

また、当該事業所の元事業主は、「当時の関連資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人はオンライン記録により、A社における被保険者資格喪失に伴い、申立期間②は国民年金に強制加入し国民年金保険料を納付しており、申立人の妻は、申立人のA社における厚生年金保険の加入期間は国民年金に任意加入し、申立人の資格喪失に伴い、国民年金の強制加入に種別変更して保険料を納付しており、申立人の年金記録と符合している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から同年10月まで

私は、平成元年4月にA社に入社してから3年8月まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、元年5月から同年10月までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの回答及び申立人から提出されたA社の給与明細書（平成元年4月から同年11月まで）により、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、健康保険・厚生年金保険新規適用届及びオンライン記録により、A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年11月1日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、事業主は、「平成元年4月から事業を開始したが、事務手続が遅れたため、同年4月に遡って社会保険に加入することが認められず、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）の新規適用開始が同年11月1日になった。当初から社会保険には加入予定であったため、社会保険料を控除していた可能性もあるが、控除した当該保険料は還付したものである。」と回答している。

さらに、申立人から提出された当該事業所の給与明細書により、平成元年5月から同年10月までの期間に申立人の主張どおりの厚生年金保険料の控除が確認できるものの、同年11月の給与明細書の中に「社会保険料戻し」として9万6,240円が確認でき、当該金額は、同年5月から同年10月までの社会保険料の控除額の合計額と一致することから、事業主の

回答と符合する。

加えて、申立人と同じく平成元年4月に入社した元同僚は、「会社側の手続が遅れたため、健康保険証が交付されたのが元年11月であった。その関係で私の厚生年金保険の被保険者記録も同年11月からであると認識している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月頃 から 39 年頃まで

私は、中学校卒業後、数度にわたり A 事業所の B 県や C 県等の複数の作業場で D (職種) として勤務してきた。A 事業所における勤務期間中は、施設に泊まり込んで生活をしていたので、同社の事業所所在地は分からないが、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所の複数の作業場において、数度にわたり断続的に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が記憶する当該事業所の本社所在地及び勤務期間等の内容から個々の作業場を特定することができず、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

また、申立人は、事業主について姓のみの記憶である上、元同僚についても記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、当該事業所における申立人の勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 21 日から同年 8 月 17 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、厚生年金保険の加入記録が同年 8 月からとされているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 3 月に A 社に入社以降、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、オンライン記録では、同年 8 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同年 8 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人は、私が入社した翌日に入社した。」、同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得している元同僚は、「申立人は、私の数か月後に入社した。」とそれぞれ供述している上、上記二人の元同僚は、「申立人の入社時期は、年金記録と相違していないと思う。」と同様の供述をしている。

また、B 社は、「申立てどおりの資格取得日に係る届出を行っていない。」と回答しており、同社が提出した申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における厚生年金保険の資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3249 (事案 227 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月21日から32年9月10日まで

私は、前回の申立てに対して第三者委員会から「訂正不要」との決定を受けたが、私のA社B工場における昭和30年1月21日付け厚生年金保険の被保険者資格喪失時の標準報酬月額は1万8,000円、同日付けC社における被保険者資格の再取得時の標準報酬月額は1万円になっていることについて、両社は同じA社系列の事業所であり、事業所の名称が変わっただけで、勤務形態は全く変わっていないにもかかわらず、標準報酬月額が8,000円も減額されていることは納得できないので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と同様、D社E工場から引き続きC社に勤務した申立人と近い生年月日及び厚生年金保険の資格取得年月日の被保険者の標準報酬月額は、いずれも申立人と同様に推移していることが確認できること、ii) C社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額等の記載内容に不合理な点は見当たらないこと、iii) 申立期間の給与明細書等の関連資料が無いため、申立人の主張どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、C社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に勤務していた事業所については、社会保険事務所

(当時)の記録によりD社E工場ではなくA社B工場であるとし、加えて、前回申し立てたF社については、A社とは別資本であることを理由に、当該事業所に勤務していた昭和32年9月10日から38年8月31日までの期間について申立期間から削除した上で、「新たな資料や証人は無いが、事業所名が変わっただけで、勤務形態は全く変わっていないにもかかわらず、標準報酬月額が8,000円も減額されていることに納得できない。」と主張するところ、申立人と同様、30年1月21日にC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で236人確認でき、そのうち、申立人と同一世代の者を中心に抽出した8人のうち7人がA社B工場及び同社E工場における被保険者資格喪失時の標準報酬月額より4,000円から8,000円の幅で減額されている。

また、上記厚生年金保険の被保険者資格取得者のうち、A社B工場において資格を喪失している元社員は、「C社は、A社の資本により新規に設立された事業所で、A社B工場及び同社E工場で勤務していたほとんどの社員が再雇用されたが、同社は、その際、継続雇用の条件として給料を下げた。」と供述しており、加えて、同社E工場において資格を喪失している別の社員は、「当時は、不景気のどん底にあり、G労働組合は、会社側から解雇か賃下げの二者択一を通告され、組合員の雇用確保のため賃下げを受け入れた。」と供述している。

さらに、A社は、「C社が申立人らを再雇用した際にどのような経緯で標準報酬月額を減額したかについて記述している資料は無いが、当社の社史には、昭和29年の不況対策として、同年10月29日に会社側から労働組合に対し企業合理化案が提案されたこと、同年12月29日に合理化案の一環としてC社が設立されたこと、及び30年1月21日に同社の開所式が挙行されたこと等が記述されている。」と回答している。

なお、申立人と同様、C社における標準報酬月額が従前の1万8,000円から1万円に減額されている元社員に対し、当該減額理由について照会するも回答は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 2 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 27 年 3 月 1 日から 35 年 3 月まで

私は、昭和 25 年 2 月から 35 年 3 月まで、A 事業所（現在は、B 事業所が承継）において事務職及び C（職種）として勤務し、終始、厚生年金保険に加入していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 25 年 2 月から 35 年 3 月まで継続して A 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、A 事業所は昭和 25 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、申立期間②については、当該事業所において経理業務を担当していた元同僚は、「私が採用された昭和 26 年 5 月当時、申立人が事務室内で C（職種）として勤務していたが間もなく退職した。」と供述しており、28 年から 30 年まで当該事業所において勤務していた元社員は、「私の在職期間中、事務室内で C（職種）として勤務していたのは申立人とは別の女性であり、申立人については知らない。」と供述している。

さらに、申立期間②については、申立人は、当時の同僚について記憶していないため、個人を特定できず、同僚等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該事業所を承継した B 事業所は、「A 事業所に関する文書、

資料、台帳等は一切残っていないため、申立人の厚生年金保険被保険者資格に係る届出、保険料の納付を行ったかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月から37年4月まで

私は、A社に昭和35年12月から37年4月まで勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における具体的な業務内容及び元同僚の氏名を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所において申立期間中に厚生年金保険の被保険者であった5人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち、回答があった3人はいずれも、「申立人のことは記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。